



2026年3月23日

エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.11」認定基準の部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2026年2月3日に変更閣議決定されたグリーン購入法では、文具類において、ファイルの品目からクリアーホルダー、クリアーファイルが別の品目として設定されたため、エコマーク認定基準においても改定を行う。また、エコマーク共通で、バイオマスプラスチックの基準項目がある商品類型において、バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを導入することになったため、基準項目を追加する改定を行う。

2. 改定日： 2026年4月 1日

3. 改定箇所（変更箇所：赤字下線部分）

・3. 用語の定義： バイオマス関連部分を抜粋

バイオマス	もともと、生態学で生物(bio)の量(mass)を示す用語である。本方針では、化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源のことをいう。
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するバイオベース合成ポリマーからなるプラスチックで、原料として植物を使用するプラスチックは、植物由来プラスチックともいう。ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)、およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)などがある。 ※ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ¹⁴ C 法によるバイオベース炭素含有率が確認できるもの
バイオベース合成ポリマー含有率	製品(または認定の基準で指定する部分)に占めるバイオマス合成繊維に含まれるバイオマス原料分の比率。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content: amount of biobased synthetic polymer present in the product)。
<u>バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック(バイオマス割当プラスチック)</u>	<u>化石由来の原料からプラスチックを製造する工程に、バイオマス原料由来の有機化合物(炭化水素、脂肪酸、アルコールなど)を混合して製造されたプラスチックのうち、マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックをいう。</u>
<u>マスバランス方式(マスバランスアプローチ)</u>	<u>原料から製品への加工・流通工程において、ある特性を持った原料(例:バイオマス由来原料)がそうでない原料(例:石油由来原料)と混合される場合に、その特性を持った原料の投入量に応じて、製品</u>

の一部に対してその特性の割当を行う手法をいう。

4. 認定の基準と証明方法

4-1-1. 省資源と資源循環

(1) 主要材料が、**別表 1** に定める再生材料の基準配合率を満たすこと。再生材料とは、古紙パルプ、再・未利用木材、再生プラスチックおよびその他再生材料(廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品)をいう。

主要材料がプラスチックで、バイオマスプラスチック またはバイオマス割当プラスチック を使用する製品は、本項目(1)に代えて基準項目(4) または(30) を満たすことでもよい。

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

(4) バイオマスプラスチックを使用する製品は、以下 a) ~c) の全ての要件を満たすこと。

- a) プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率が 25%以上であること。なお、**別表 1** に従った含有率の計算とする。
- b) プラスチック製造に原料として使用するバイオマスの持続可能性については、**別表 2(a)** 「バイオマスプラスチック、およびバイオマス割当プラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を**別表 2(a)**の提出に代えることができる。
- c) バイオマスプラスチック(原料樹脂)について、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO₂ 換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

【証明方法】

以下 a) ~c) の全ての要件を満たす資料を提出すること。

a) 製品のバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうちバイオマスプラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ¹⁴C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に 10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。

また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・ バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
- ・ バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者による監査または認証を受けていることの証明書

b) バイオマス原料の素性(栽培地(国、州、市等)または廃棄物・副産物等の発生過程など)および(原料樹脂)製造までの一連の製造工程のフロー図(基礎化学品(モノマー)の

製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること)、およびチェックリストまたは第三者による監査または認証を受けていることを示す資料を提出すること。

なお、エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料を使用した製品のエコマーク申請にあたっては、エコマーク事務局から申請者(もしくは樹脂供給者等)に原料等に関する情報提供(別表2(b))を要請する場合がある。

- c) 第三者によるライフサイクルアセスメント(LCA)の結果を提出すること(LCAの評価結果とともに算定条件を示すこと。プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度などにおいて LCA の検証を受けた場合には、そのデータを用いることでもよい。また、原料や製造工程(工場)が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を用いることでもよい)。

(30) バイオマス割当プラスチックを使用する製品は、以下 a)~d)の要件を満たすこと。

a) プラスチック中のバイオマス由来特性の割当率が 25%以上であること。なお、別表 1 に従った割当率の計算とする。

b) 原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表2(a)「バイオマスプラスチック、およびバイオマス割当プラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表2(a)の提出に代えることができる。

c) バイオマス割当プラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO₂換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

d) 製品、包装、ウェブサイトまたはカタログ等での環境情報は、環境省「環境表示ガイドライン」を順守するとともに、以下を満たすこと。

1) エコマーク認定の理由が、正しく消費者に伝わるように情報を付記すること。

例「バイオマス由来特性を〇%割り当てたプラスチックを使用」など

【表示できない例】

バイオマス原料が実配合されていると誤認される可能性のある表記は行わないこと。

・バイオマス原料を「使用」または「含む」等の実配合を想起する表現

・バイオベース合成ポリマー含有率〇%

・バイオマス度〇%

2) マスバランス方式で管理された同一製品群のうち、バイオマス由来特性の割当を行っていない製品に、バイオマス原料が含有する等の主張をしないことを誓約すること。また、同一製品の構成材料(または分子構造)にマスバランス方式による材料と、実配合による材料が混在する場合には、それらを区別して主張すること(合算等してはならない)。

例 1 バイオマス由来特性を割り当てた PS フィルムとバイオ PE(実配合)のフィルムを積層した多層フィルムを生産する製品

例 2 バイオマス由来のエチレングリコールとバイオマス由来特性を割り当てたテレフタル酸から PET を製造した製品

【証明方法】

以下 a)~d)の全ての要件を満たす資料を提出すること。

a) プラスチック中のバイオマス由来特性の割当率を記載した証明書、およびその根拠資料（製品仕様書など）を提出すること。

バイオマス由来特性の割当率の適正な維持管理として、プラスチック（原料樹脂）のサプライチェーンの各製造事業者等が、バイオマス由来特性の割当に関わる生産分における、全原料投入量と生産量の年間実績および割当率（根拠となる資料を含む）を集計して記録すること。また、第三者による監査または認証（プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度など）を受けていることを証明する資料（監査報告書、認定証の写しなど）を提出すること。なお、根拠となる文書類は 5 年間保管すること。

b) プラスチック（原料樹脂）の製造に原料として混合するバイオマスの持続可能性については、**別表2(a)**に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証（プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度など）を受けている場合には、その結果を**別表2(a)**の提出に代えることができる。証明方法としては、バイオマス原料の素性（栽培地または廃棄物・副産物等の発生過程など）および樹脂製造までの一連の製造工程のフロー図（化学原料化、基礎化学品（モノマー）の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること）、およびチェックリストまたは国際認証制度の認証を示す資料を提出すること。

c) バイオマス割当については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量（CO₂ 換算）が、代替しようとする従来の化石資源由来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント（LCA）によって確認していること。証明方法としては、第三者による LCA 評価の結果を提出すること（LCA の評価結果とともに算定条件を示すこと。プラスチック（原料樹脂）の持続可能性を検証する国際認証制度において LCA の検証を受けた場合には、そのデータを用いることでもよい。また、原料や製造工程（工場）が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を用いることでもよい）。

d) 環境表示の原稿等を提出すること。また、2)については誓約する文書を提出すること。

別表1 文具・事務用品対象表(変更箇所のみ記載)

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に製品質量から除くことができる部品などを指定
	主要材料中の再生材料、森林認証材パルプ等の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
ファイル(クリアーホルダー及びクリアーファイ ルを除く)	70% *1			
クリアーホルダー	70% *1			
クリアーファイル	70% *1			
バインダー	70% *1			



別表2.(a) バイオマスプラスチック、およびバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト

No	目的	要求 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
1	地球温暖化の防止、自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、2008年以降に生物多様性の価値が高い土地、炭素蓄積量の多い土地(森林・泥炭地など)からの土地改変が行われていないか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の土地改変に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 遺伝子組み換え農作物は不使用のため本項は適用しない <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
3	土地の酸性化・富栄養化、水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []

No	目的	要求 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の水使用に係る法令(取水制限など)を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
5	再生資源の利用、食糧との競合回避	バイオマスプラスチック(原料樹脂)、およびバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック(原料樹脂)の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 再生資源が入手できないため本項の適用外	使用する再生資源名 [] 再生資源の発生量・割合 []
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 本項の適用外(左記に該当しない)	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源(例えば、バガスやバイオガス、オフガスなど)や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	エネルギー名と活用方法 []
8	法令順守	バイオマスプラスチック(原料樹脂)製造、およびバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック製造を行う工場(モノマー製造、樹脂製造)は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質	樹脂製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	モノマー製造事業者・工場名 [] 樹脂製造事業者・工場名 []

No	目的	要求 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
		の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など法令を順守しているか。			

* EU の再生可能エネルギー指令 (RED) による残渣・副産物 (Residues) または廃棄物 (Waste)